

**江別市議会基本条例の一部改正（案）に対する
市民意見募集結果と議会の考え方**

1 意見募集の結果

- (1) 意見募集期間 令和2年4月20日（月）から5月19日（火）まで
- (2) 改正（案）配置場所 江別市議会事務局、市役所情報公開コーナー、市役所大麻出張所、水道庁舎内証明交付窓口、情報図書館、各公民館、市民会館、市民交流施設、野幌鉄南地区センター、豊幌地区センター 計12カ所
- (3) 提出いただいた意見
提出者数：1人
意見数：1件

2 江別市議会基本条例の一部改正（案）に対する意見概要と議会の考え方

(1) 考え方の区分

区分	意見の反映状況
A	意見を受けて案に反映するもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案に反映していないが、今後の参考等とするもの
D	案に反映していないもの
E	その他の意見

(2) ご意見の概要と議会の考え方

No.	ご意見の概要	ご意見に対する議会の考え方	取扱区分
1	書面以外で意見を伝えるのは緊張はしますが、自分の聞いていただくとすっきりするので良い試みだなと思います。 どういう形になるのかわかりませんが、色々な機会が増えると良いと思います。	江別市議会基本条例では、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付けています（第5条第5項）。 陳情においても、提出者の意見を聴く場を設けることにより、より充実した審査に努めてまいりたいと考えています。	E

※寄せられたご意見については、個人を特定できる箇所を除き、可能な限り原文のとおり掲載しています。